四日市市の窓口受付時間を定める規則をここに公布する。

令和８年８月２７日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市規則第６８号

四日市市の窓口受付時間を定める規則

（趣旨）

第１条　この規則は、四日市市の窓口及び電話の受付に関する業務を行う時間（以下「窓口受付時間」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（窓口受付時間）

第２条　四日市市の窓口受付時間は、別に定めるもののほか、四日市市の休日を定める条例（平成元年四日市市条例第７号）第１条第１項に規定する市の休日を除き、午前９時から午後４時３０分までとする。ただし、業務の特殊性その他の事由により、当該窓口受付時間により難い場合は、この限りでない。

附　則

この規則は、令和９年１月４日から施行する。

（総務部総務課）